

No 2015-13

相手方 株式会社ヴェントゥーノ

## 株式会社ヴェントゥーノに対する申入れ事案

株式会社ヴェントゥーノの商品の新聞広告について、同社に同商品の主成分の効能等を照会し、新聞広告に主成分である「センナ茎エキス末」が含まれていることを明記するように求め、改善された事案

### 1 事案（情報提供）の概要

毎朝の便通が良くなるという内容の商品（商品名「快朝酵素24粒」。以下「本件商品」）の新聞広告があった。注文して実際に届いた商品を確認したところ、広告には記載のなかった「センナ茎エキス末」が成分に含まれていることが分かった。センナ自体には、下剤成分を含むなど身体に影響を及ぼす効能があり、相談者は、センナが主成分であると知っていれば、購入はしなかったとのこと。

### 2 結論（終了日、法令上の根拠、主な成果等）

#### （1） 終結までの経緯

2016年5月23日、株式会社ヴェントゥーノに対し、本件商品の主成分の効能等に関する照会書を送付した。「センナ茎」自体は薬機法上医薬品とはされていないが、本件商品の主成分である「センナ茎エキス末」を濃縮するなどして医薬品である「センナ葉」のように下剤成分を含む身体に影響を及ぼす効能が生じているとすれば、消費者契約法ないし景品表示法上問題となりうるものであることから、そのような観点から照会を行った。

これに対し同社からは、本件商品の効用に関し、本件商品に含まれる「センナ茎エキス末」は医薬品に該当しない「茎」のみを使用し、効能効果に影響を及ぼす加工はしていない、との回答と共に、同社では、今後主成分を新聞広告上記載するように是正するとの回答があった。

同社からの回答に対して、さらに新聞広告において消費者に分かりやすい記載を求めるといった内容の要望書を送付して、照会や要請を終了した。

同社に対する照会等のやり取りをした結果、次項記載の成果が得られた。今後も運用実態を注視し、必要に応じて照会や申入れを行う予定である。

## (2) 主な成果

同社からは、本件商品の主成分である「センナ茎エキス末」の効能に関する詳細な説明と共に、本件商品の新聞広告には「センナ茎エキス末」の記載が漏れており、今後は新聞広告でも「センナ茎エキス末」が配合されている旨を明記するよう是正する、との回答を得、是正した新聞広告の送付も受けた。